

平成 23 年度第 2 回、第 3 回定例会 活動報告

はじめに

倫理研究会では、2011 年 6 月 13 日(月)に第 2 回定例会を中大実業(株)会議室(出席会員 16 名)で、2011 年 8 月 8 日(月)に第 3 回定例会をドーコン新札幌ビル会議室(出席会員 17 名)において開催しましたので報告します。

■第 2 回定例会

第 2 回定例会では、まず 5 月 31 日(火)に開催した第 2 回技術者倫理フォーラムに関する報告として参加者数・当日の状況及び基調講演をお願いした倫理委員会 水野委員長からのメールの紹介がありました。

その後、テキスト資料『土木技術者の倫理』の第 1 章から 3 章について今井幹事長から解説がなされた。

第 1 章 序章

スペースシャトル「チャレンジャー号」事故のあらましから①技術者個人の問題、②組織の問題として安全性を考える(チオコール社)③安全工学・リスク論の問題の 3 つの要素からこの事故と技術者の倫理や担うべき責任について考察している。

また、専門職の倫理として役割モラル「すなわち、役割に応じた責務と権利」に関して触れると伴に、予防倫理としての技術者倫理について、JABEE の持つ意義をまとめた。

第 2 章 プロフェッショナリズムと倫理

この章ではプロフェッショナルとは何かを社会と技術者との関わりとして、「技術者は世の中の科学技術を支える存在である」としている。

また、現実には自分たちは社会人であり倫理だけではモノを進められない場面が多く存在する。経営者と技術者を兼ね合わせた場合では、技術者は倫理

綱領、経営者は経営的な見方となるが、広い視野で俯瞰的にモノをみて、結果、相対的にどのような答えかを選択する必要があるものとなる。

技術者のモデルとして「事業モデル」と「社会契約モデル」の二つの側面があり、前者は、雇用者や組織に忠誠意識をもつものである。そこでは、自己の技量が雇用者にとって不可欠なものであるように考え、また専門職は社会の福利のための特別な責任や重要性があると主張する。この結果、自己の経済的利益の追求を正当化するものとなる。一方、後者は公衆から信頼されて委託された業務を行うものと規定する。すなわち、専門職業と社会との社会契約は次の 4 つの条件を含むものである。①公衆の安全、健康及び福利を最優先して業務を行う。②専門職業の信用を落とし、公衆を欺く行動をしない。③専門職を尊敬し、かつ自主的な活動を認める。④名誉ある地位を保証し、適切な生計を営める。

しかし、会員間での意見交換では社会契約モデルに⑤公開性を加えるべきとの提案がなされた。すなわち、社会契約モデルとは、我々の活動(行動)が社会の方へ常に向けていなければならないと言うものであり、現在の社会においては⑤公開性、すなわち社会に対して技術者が行う「説明責任」を付け加えるべきであるという意見である。

第 3 章 技術者の責任

技術者の責任の基準として「業務上過失モデル」と「合理的注意モデル」の 2 例を挙げ、各々に係わる責任の範囲と枠組みについて紹介。

- ① 業務上過失モデル：法的責任(基準)にのみ注視。最低基準の順守。
- ② 合理的注意モデル：付加的に必要な「合理的注意」にまで目を向け、自己の技術力により、よ

り注意深く物事を分析する。

以上の両者による責任の範囲や枠組みについて解説した。(業務上過失モデル：より狭義に捉える、合理的注意モデル：積極的に、かつ、より高く捉える)。

また、技術者としての「善き行い」として基礎的義務が要求する以上のことを行う。一方、技術者の美德や責任への障害として、自己利害の追求や自己欺瞞、無知、自己中心的や顕微鏡的視覚等8つの項目を紹介。

この第3章に関する意見交換では、定例会での論議の進め方を含め以下の意見が出された。

《法的責任と「倫理」の議論》《定例会において、倫理的あるべき姿を論理的、段階的に追及していく》《色々な人の考え方を認識し、お互いに議論し合う場》など今後とも定例会において、多様に議論を進めていくことを確認した。

◎第2回 技術者フォーラムのアンケート結果報告

第2回技術者倫理フォーラムで花田代表が行ったアンケート結果を中心に説明が行われた。

※詳細は、本号 第2回技術者倫理フォーラム報告を参照

■第2回定例会

第3回定例会では、事例研究である倫理研究：1～3章その2 事例研究：善き行いとは？について

今井技術士より「善き行い」について配布資料による説明後、「技術者にとって善き行いとは何か」という観点で、事例に基づいて議論を行った。

《事例の導入部の概要》

1. Kは、舗装会社に勤務している若手技術者である。
2. この舗装会社では、歩道のコンクリートブロックを数社から購入している。
3. Yブロックは、納入業者の一つであるが、製品は色がやや一定ではなかった。
4. Yブロックに勤務するYSは、Kに問題解決について相談した。
5. Kは、YSの会社のデータを借り受け、数日間、夜遅くまで統計解析を行い(自主的に)、色の一定性を改善する処方を見つける。
6. その提案を受け入れたYブロックの製品の色

は著しく改善された。

7. YSは何度か工藤を昼食に誘い(昼食を御馳走し)、他のブロックより品質が改善されたのだから、もっとYブロックの製品を購入してくれるようにKに依頼する。

Kが上司に山田ブロックの品質が良いことを報告したこともあり、次第にYブロックからの製品購入量が増えてきた。

この事例に関する意見交換では、

《Kの行動は技術者として理解できる。》《YSの会社(Yブロック)だけ品質改善の相談に乗るのは、競争原理からすればフェアでない》《Yブロックからの受注に便宜を図ったのは問題である》一方、《Kの人材育成(技術力の向上)と言う面で考えれば、行動は良かったのではないか》など本事例について様々な角度からの評価と多くの意見が出され、技術者倫理の難しさを改めて実感させられるものであった。

◎テキスト資料『土木技術者の倫理』第4章、5章の事例概要

日下部技術士より事例問題が紹介され、意見交換では、技術者(部下)が取るべき行動と、上司(課長)の言動について議論を行った。

次回へ向けて今回の事例問題から、モラル問題を解く方法について、研究を行うことを確認して閉会した。



第3回定例会の討議風景